

(海外発生期)

<各論>

2 海外発生期

海外発生期
<p>海外発生期の状態</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。(2) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対し適確な情報提供を行う。

(1) 実施体制

【体制強化】

- ・ 本市は、事業継続計画の実施準備を行う。

【福井市新型インフルエンザ等情報センター】

- ・ 本市は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、福井県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき、福井市新型インフルエンザ等情報センターを設置し、必要に応じて関係課を招集する。

【新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取】

- ・ センター長は、対策等を検討するため、必要に応じ専門家に意見を聴取する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県を通じて必要な情報を収集する。
- ・ 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始する。
- ・ 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、報告施設を大学・短大まで拡大し、学校等のインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(海外発生期)

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 本市は、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。
- ・ 本市は、ホームページや市コールセンター等を通して、地域の感染状況及び帰国者・接触者相談センターや県が設置する帰国者・接触者外来に関する情報を市民に提供する。
- ・ 本市は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

【市コールセンターの体制】

- ・ 本市は、市民からの問い合わせに対応できる市コールセンターを設置し、国が示すQ&Aの改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ・ 県コールセンターとの連携を図る。

(4) 予防・まん延防止

【感染防止対策の普及】

- ・ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の個人が取るべき基本的な感染防止対策を実践するよう、広く市民に周知する。

【水際対策】

- ・ 県は、本県に來航する船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等の対策を講じる。本市は、県の取り組みに適宜協力する。

(5) 予防接種

【特定接種の実施・住民接種の準備】

1 特定接種

- ・ 本市は、本市職員に対しての特定接種の実施に必要な医療従事者を確保する。
- ・ 本市は、国が特定接種の実施を決定した場合、本市職員に対して、接種に必要な情報を提供し、本人の同意を得て特定接種を行う。

2 住民接種

- ・ 本市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえて「特措法 第46条に基づく市民に対する予防接種」又は「予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種」の準備を開始したときには、国及び県と情報の共有を図りながら、計画した接種体制に基づき、具体的な接種の準備を進める。

(6) 医療

【新型インフルエンザ等の症例定義】

- ・ 国が定める新型インフルエンザ等の症例定義を、県と連携して関係機関に周

(海外発生期)

知する。

【医療体制の整備】

- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者または疑似症患者と判断された場合には、直ちに市保健所に連絡するよう要請する。

【帰国者・接触者相談センターの設置】

- ・ 本市は、国の要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、県が設置する帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

【要援護者支援対策】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、本市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者に対して情報提供し、支援の準備をしてもらう。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 本市は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保、人員等の確保ができるよう準備を行う。